

労務 ROAD

■ 休業要請外支援金に関するお知らせ

令和2年3月31日以前に開業・設立をし、大阪府内に営業実態のある中小法人・個人事業主で、下記の①～③の3つの要件を全て満たす事業所には支援金が支給されます。

●支給額

中小企業・その他の法人・・・府内に2以上の事業所がある場合 **100万円**
1事業所の場合 **50万円**

個人事業主・・・府内に2以上の事業所がある場合 **50万円**
1事業所の場合 **25万円**

●対象要件

- ①令和2年3月31日時点で大阪府内に事業所を有していること
- ②令和2年4月又は4月・5月の平均の売上が前年同期間比で50%以上減少していること
- ③休業要請支援金の受給対象でないこと

●申請期間

令和2年5月27日 ～ 令和2年6月30日まで

【大阪府 より】

■ 一時帰休時の算定基礎届の手続きについて

新型コロナウイルスの影響で、一時帰休（企業が労働者を在籍のまま、一時的に休業させること）が発生している事業主様も多いのではないのでしょうか。一時帰休時の、社会保険の月額変更手続きについて確認をしましょう。

◇一時帰休による休業手当等が支払われた日は、支払基礎日数に含まれるのか。
⇒**支払基礎日数に含む。**

◇定時決定の算定対象月に休業手当等が支払われた月がある場合の手続きは？

●7月1日時点で一時帰休が解消されている場合

⇒**休業手当等を除いて標準報酬月額を決定する。**
例) 4・5月は通常の賃金、6月は休業手当を受給
…4・5月の報酬の平均により定時決定

なお、4・5・6月の全てにおいて休業手当等が支払われた場合は、休業手当等を含まずに決定又は改定された直近の標準報酬月額により、定時決定を行う。

●7月1日時点で一時帰休が解消されていない場合

⇒**休業手当等を含めて標準報酬月額を決定する。**
例) 4・5月は通常の賃金、6月は休業手当を受給
…4・5月と、休業手当等を含めた6月の報酬の平均により定時決定

◇どのような場合が一時帰休が解消している状態にあたるのか

⇒7月1日の時点で、現に低額な休業手当等の支払が行われておらず、その後も低額な休業手当等が支払われる見込みがない場合をいう。算定基礎届の備考欄に、一時帰休が解消した旨の記載が必要となる。

手続きの際は、間違いなきようご注意ください。

【日本年金機構 より】

VOL.699
(2006—2)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場 IS ビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集担当: 君野・茅原

新型コロナウイルス関連の 助成金の最新情報について

社会保険労務士法人アイデア
ホームページにて、
随時掲載しておりますので
こちらもご確認ください！

コロナの影響を受けて主人とランニングを開始しました！主に土日に、自宅を起算として今日は東、今日は西、と方向を変えて走っています。どうしても平日は自宅から駅までの往復ばかりになってしまふ為、コースを変えることで新しいお店を発見出来たりと楽しめています。健康にも良いと思うのでしばらく続けたいと思います。(君野)

6月 労務スケジュール

- ・労働保険年度更新準備
(申告: 6/1~8/31)
- ・特別徴収住民税額の更新
- ・外国人労働者問題啓発月間